

工事成績採点の考査項目別運用表(土木)

[入力方法] 該当する項目「・」の「○、×」を選択する。該当しない場合は「_」を選択する。

(検 査 員)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
		施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない場合	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理 その1	●評価対象項目 ☐ 施工前の設計図書の照査、工事測量等を行っていることが確認できる。 ・ 施工前に行う設計図書の照査を行い、該当する事実の有無を監督員に報告している。また、事実がある場合は、資料を提出し確認を求めている。 ・ 工事着手後速やかに行う測量を実施し、その結果を監督員に提出している。（工事測量が不要な場合は本チェック項目を削除する。） ・ 架空線等上空施設、地下埋設物件等の現地調査を行い、その結果を監督員に報告している。 ・ ICT活用の照査が実施され、その結果を特記仕様書に基づき書面で監督員に協議又は報告している。（ICT活用試行対象工事以外は本チェック項目を削除する。） ☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ・ 施工計画書に所定の項目が記載され、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出されている。 ・ 設計図書の条件明示を確実に反映した施工計画書になっている。 ・ 施工計画が現場状況（地形、地質、周辺環境、交通量等）を反映した具体的な内容となっている。 ・ 安全対策が具体的・的確に記載され、実施されている。 ・ 施工計画書に変更が生じた場合、当該工事の着手前に変更施工計画書が監督員に提出されている。 ☐ 現場代理人、作業主任者等の作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。 ・ KY日誌で現場代理人の常駐状況が確認できるとともに、朝礼時において作業体制を的確に把握できる。 ・ 施工計画書の現場組織表で、現場責任者が明記されている。 ・ 施工計画書の安全管理組織表で、下請けも含め安全衛生責任者、作業主任者等が明記されている。 ☐ 下請に関する手続き等が適切に行われていることが確認できる。 ・ 施工体制台帳及び施工体系図が作成され、その写しが監督員に提出されている。 ・ 施工体制台帳の記載事項は適正に記入されており、添付が必要な書類も全て提出されている。 ・ 施工体系図が、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示されている。 ・ 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合、その都度、監督員に提出されている。 ・ 下請負人に対する引き取り（完成）検査を実施していることが確認できる。（すべての1次下請け） ・ 下請負人に対する当初契約・変更契約が適切になされていることが確認できる。 ☐ 立会確認の手続きが事前になされていることが確認できる。 ・ 立会確認が適切に実施されたことが書面で確認できる。 ・ 段階確認について、土木工事監督技術基準により、事前に段階確認願（種別、細別、施工予定時期等）が書面で監督員に提出されている。 ・ 段階確認が適切に実施され、工程表と整合する。 ・ 中間検査が適切に実施され、工程表と整合する。				・ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により手直し指示を行った。 ・ 契約図書に基づき施工上の義務につき、検査員より指示を行った。 上記1項目該当事項があれば・・・ d 2項目以上該当すれば・・・・・・・ e

2. 施工状況	Ⅰ．施工管理 その2	●評価対象項目 ☐ 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。 - 材料(質)のチェック、材料の保管、事前の対応、品質を保つための現場条件、品質を保つための方策の徹底、事後の対応、出来形に評価される品質の各々の時点における工夫が書面で確認できる。（「別紙6-1,6-2 工事特性・創意工夫・社会性に関する実施状況」の提出が必要。） ☐ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 - 電子納品媒体の内容が問題なく作成されていることを確認し、その結果を「電子納品に係わるチェックシート」の「納品時チェック」欄に記録している。 - 提出が必要な工事書類が、総括表により電子納品・紙納品に区分され、不足なく提出されている。 - 法的な手続き等が必要なものに提出の漏れがない。（休日・祝日作業、道路使用、港湾区域の使用、労働基準監督署、海上保安本部への提出書類などの整備資料でチェックする。） - 写真帳の撮影箇所が略図等が添付され、把握しやすく見やすく整理されている。（電子納品の場合は、写真帳の添付図または写真内の黒板等の略図、及び写真情報の記載により、該当位置・部分及び状況が明確に確認出来ること。） - 説明のスムーズさから資料の整理、把握の良さがうかがえる。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みが適切になされている。 - 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画書が施工計画書に当初から添付され、また工事現場に掲示されている。 - 建設副産物の搬出先(中間処理施設、最終処分場等)が当初から計画されている。 - 土砂の搬入・搬出時の手続きが適正に行われている。 - 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書が提出されており、数量が確認できる。 - 産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストが整理され、所要の数量と整合する。 - 産業廃棄物処理を委託する場合、委託契約書の写しが提出されている。 ☐ 建設業退職金共済制度が適切に運用されている。（中小企業退職金共済制度加入者は、これに読み替える。） - 建設業退職金共済制度に加入している。 - 掛金収納書を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内)に提出している。 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を現場に掲示している。 - 掛金充当実績総括表が作成され、制度の履行状況が適切に整理されている。 ☐ 社内の管理基準等が作成され管理している。 - 管理基準がない工種について、独自の管理基準を設定し管理していることが確認できる。 - 社内管理基準(目標)を設定するとともに、その運用方法(目標をオーバーした場合の検討体制や検討プロセス等の具体的な対処方法など)を定め、管理されている。 - その管理基準により、社内検査(書類検査)が完了していることが書面で確認できる。 - その管理基準により、社内検査(現場検査)が完了していることが書面で確認できる。	
---------	---------------	--	--

[入力方法]該当する項目「・」の「○、×」を選択する。該当しない場合は「__」を選択する。

（検 査 員）

2. 施工状況	Ⅰ．施工管理 その3	●評価対象項目	
		☐ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。(3億円以上の工事及び所属長等が必要と認める工事) ・ 品質証明員届が提出されている。 ・ 品質証明員は10年以上の現場経験を有し、一級土木施工管理技士又は技術士の資格を有している。 ・ 適切な時期に現場の施工実態の確認を実施している。 ・ 検査前に工事関係書類等の事前確認を実施している。	

☐

工事材料の品質を確保していることが確認できる。

・

工事に使用する材料名、規格、数量、製造業者名、品質証明等が、施工計画書の「主要資材」に適切に記載されている。

・

工事材料の品質を証明する資料が適切に整備、保管されている。

・

工事材料を品質に影響が無いよう保管している。

・

指定材料について、監督員の確認を受け、材料確認書が提出されている。

☐

・

その他()

考查項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形 サンプル数が10個以上の場合	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 測量機器の検定証明書は提出不要であるが、認定期間切れの測量機器を使用した工事等、著しく出来形管理に問題があると認められる工事は「d」評価とする。	
		●評価対象項目 ☐ 出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。 - 測定表に出来形寸法を測定した箇所の略図等が掲載されている。 - 管理表による傾向、課題等が一目で判断できる。 ☐ 出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。 - 不可視部分の出来形寸法が確認できる写真が撮影されている。(監督員等が臨場した箇所を除く) - 完成写真等に、不可視部分の参考写真が添付されている。(竣工写真では工事内容が分かりにくい場合、不可視部分の参考写真が添付されている。例:海岸(潜堤)工事、基礎工事。該当がない場合は削除) ☐ 社内の管理基準等が作成され管理している。 - 市の管理基準のない工種について、独自の管理基準を設定し管理していることが確認できる。 - 社内管理基準(目標)を設定するとともに、その運用方法(目標をオーバーした場合の検討体制や検討プロセス等の具体的な対処方法など)を定め、管理されている。 - その管理基準により、社内検査(書類検査)が完了していることが書面で確認できる。 - その管理基準により、社内検査(現場検査)が完了していることが書面で確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 - 市の写真管理基準がない工種は、社内管理の撮影工種、項目、頻度、箇所などについて当該工事に即して施工計画書に具体的記述が補足されている。 - 写真管理基準の撮影頻度(時期)に基づき、撮影していることが確認できる。 - 工事写真帳が、写真管理基準(電子協議・電子納品運用ガイドライン(案)【工事編】)の分類に基づき整理され、電子媒体へ格納されている。 - 工事履行届に添付する「着手前・完成」写真に起終点が明示され、着手前と完成時が比較できる。 ☐ その他() ばらつきが概ね()%以内で 評価対象項目の()項目以上が該当					出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 上記に該当があれば・ d	出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、検査職員が文書で補修(手直し)指示を行った。 上記に該当があれば・ e
		●評価方法 ①チェック項目「・」のうち、該当項目は「○」、該当なしは「×」、評価の対象としない項目は「__」を選択する。 ②評価対象項目「□」のうち、該当項目は「■」、該当なしは「×」、評価の対象としないものは「__」とする。 ③評価対象項目の下欄のチェック項目「・」が複数の場合、チェック項目数の2/3以上あれば、□を■に変更する。⇒(該当していることを明示)					評価	

別紙－3②（出来形及び出来ばえ・・・Ⅰ．出来形）

[入力方法]該当する項目「・」の「○、×」を選択する。該当しない場合は「__」を選択する。

（検査員）

考查項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形 サンプル数が3個以上、10個未満の場合			出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、b～b'に該当しない。	- 出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 - 測量機器の検定証明書は提出不要であるが、認定期間切れの測量機器を使用した工事等、著しく出来形管理に問題があると認められる工事は「d」評価とする。		
		●評価対象項目 ☐ 出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。 - 測定表に出来形寸法を測定した箇所の略図等が掲載されている。 - 管理表による傾向、課題等が一目で判断できる。 ☐ 出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。 - 不可視部分の出来形寸法が確認できる写真が撮影されている。（監督員等が臨場した箇所を除く） - 完成写真等に、不可視部分の参考写真が添付されている。（竣工写真では工事内容が分かりにくい場合、不可視部分の参考写真が添付されている。例：海岸（潜堤）工事、基礎工事。該当がない場合は削除） ☐ 社内の管理基準等が作成され管理している。 - 市の管理基準のない工種について、独自の管理基準を設定し管理していることが確認できる。 - 社内管理基準（目標）を設定するとともに、その運用方法（目標をオーバーした場合の検討体制や検討プロセス等の具体的な対処方法など）を定め、管理されている。 - その管理基準により、社内検査（書類検査）が完了していることが書面で確認できる。 - その管理基準により、社内検査（現場検査）が完了していることが書面で確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 - 市の写真管理基準がない工種は、社内管理の撮影工種、項目、頻度、箇所などについて当該工事に即して施工計画書に具体的記述が補足されている。 - 写真管理基準の撮影頻度（時期）に基づき、撮影していることが確認できる。 - 工事写真帳が、写真管理基準（電子協議・電子納品運用ガイドライン（案）【工事編】）の分類に基づき整理され、電子媒体へ格納されている。 - 工事履行届に添付する「着手前・完成」写真に起終点が明示され、着手前と完成時が比較できる。 ☐ その他（ ） ばらつきが全て（ ）%以内で 評価対象項目の（ ）項目以上が該当					出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 上記に該当があれば・ d		出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、検査職員が文書で補修（手直し）指示を行った。 上記に該当があれば・ e
		●評価方法 ①チェック項目「・」のうち、該当項目は「○」、該当なしは「×」、評価の対象としない項目は「__」を選択する。 ②評価対象項目「□」のうち、該当項目は「■」、該当なしは「×」、評価の対象としないものは「__」とする。 ③評価対象項目の下欄のチェック項目「・」が複数の場合、チェック項目数の2/3以上あれば、□を■に変更する。⇒（該当していることを明示）							
		評価							